

労働者派遣法第 2 3 条第 5 項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

(対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日)

会社名称	株式会社トーコー				
本社所在地	大阪府大阪市中央区瓦町2丁目1番1号				
①派遣労働者の数（2025/6/1現在）35人					
②派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）30件					
③労働者派遣の料金 1日（8時間当たり）の額の平均 29,622円					
④派遣労働者の賃金 1日（8時間当たり）の額の平均 15,962円					
⑤マージン率（③－④）÷③（消費税含む）46.1%					
⑥教育訓練に関する事項					
[教育訓練の種類]	[対象者]	[実施人員]	[実施方法]	[賃金支給]	[労働者の負担]
新規採用者訓練	新規採用者	4人	Off-JT	有	無
全体研修	派遣中の労働者	30人	Off-JT	有	無

労働者派遣法第 3 0 条の 4 項第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第 3 0 条の 4 項第 1 項の労使協定を締結しているか否：締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：以下の職種に派遣される労働者に適用
(職業安定業務統計 中分類)
0 8 5：乗用車運転の職業
当該労使協定の有効期間：2025年4月1日～2026年3月31日